

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（漁具）
発生日時	平成28年6月9日 10時00分ごろ
発生場所	高知県香南市手結岬南方沖 住吉港東防波堤灯台から真方位184° 11.0海里付近 （概位 北緯33° 20.0′ 東経133° 45.0′）
事故の概要	漁船第一三秀芳丸は、西進中、また、漁船八幡丸は、錨泊して操業中、第一三秀芳丸が八幡丸の漁具に衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月4日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第一三秀芳丸、19.00トン KO2-6917（漁船登録番号）、有限会社遠近水産 B 漁船 八幡丸、14.97トン KO2-5460（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 漁具が破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aほか7人が乗り組み、船長Aが単独で船橋当直につき、手結岬沖を約8～9ノットの対地速力で自動操舵により西進中、船首至近にB船を認め、クラッチを切って機関を後進に入れたものの、行きあしが止まらず、B船の漁具と衝突した。 船長Aは、操舵室で椅子に腰を掛け、見張りを行っていた。 船長Aは、A船が空船であり、船首浮上による死角が存在していたので、B船が見えなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、船首を南西に向け、錨を投下して船尾から揚網作業中、操舵室にいた船長Bが、東方から接近するA船を認め、いずれA船がB船を避けてくれるものと思っていたところ、避ける気配がないので操舵室から出て大声を上げたものの、B船の漁具にA船が衝突した。
分析	A船は、船長Aが、船首浮上による死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路のB船に気付くのが遅れたものと考えられる。 B船は、船長Bが、A船が避航の気配のないまま接近したので、大声を上げたものの、B船の漁具にA船が衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、船長Aが死角を補う見張りを行っていなかったため、A船がB船の漁具に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 有効な音響による信号を行うことができる手段を講じておくこと。